

平成25年度共同研究の概要（成果報告書抜粋）

研究種目：重点研究

研究代表者：金 紅実（龍谷大学政策学部・講師）

研究分担者：窪田 順平（総合地球環境学研究所研究部・教授）、北川 秀樹（龍谷大学政策学部・教授）

研究題目（和文）：

中国の西部乾燥地域における鉱山資源開発と植生回復政策の執行過程における仕組みと現状に関する研究 ―内モンゴル自治区烏海市を事例に―

研究概要（和文）：

本研究は、中国内モンゴル自治区烏海市の事例を通じて、以下の政策課題を明らかにした。乾燥地植生回復事業の多くが国家重点プロジェクトによって執行される中で、烏海市の事例は地方の経済力や財政力及び黄河水資源アクセス権の優位性に依拠し、地方独自の治沙事業として比較的におさめた数少ない事例である。その背景には、治沙防砂事業が地域住民の生存権を担保する重要な公共サービスの一環であったことや移行期経済段階における政府の公共的役割が強調され、公共領域における地方政府の機能転換が強まった結果によるものであると考えられる。地方独自の政策展開の裏には、国又は上級政府（共産党一党政権）の人事権の発動とセットとして実施された国の都市緑化運動の政策キャンペーンが大きな役割を果たした。具体的には2003年に実施された国務院「全国緑化モデル都市」認可活動や2010年の国務院国家建設部「国家園林都市」政策キャンペーンが大きな推進力となった。また、烏海市の事例では、政府の政策的動員を手法とするトップダウン式の住民参加（義務植樹）が大々的に展開されるという特徴がみられた。企業の社会的責任の面では、企業の経済性や競争力を優先される傾向がみられつつも、企業の植樹ノルマや植樹義務の最低基準が適用され、政府主導の公共事業と相まって、市の緑化公共事業の責任分担やコスト負担の公平性を担保するための仕組みが組み込まれた実態を確認できた。他方では、石炭採掘産業を基幹産業とし、長年にわたって地元の経済社会発展の経済的基盤を支えたことから、植生脆弱地域の植生破壊を加速化した一因になるにも関わらず、鉱山開発企業や採掘産業の植生破壊責任の内部化のための経済的、法的強制措置がそれほど機能してこなかったことが明らかになった。